

医療行為に係る包括同意について

健康診断に必要な行為のうちで、医師が立ち会う必要がなく、受診者様への心身の負担が少ない項目に関しては、改めて説明し同意をいただくことなく実施させていただいております。しかし、医療行為は本質的に不確実・不確定なものでリスクを伴い、時に受診者様に悪影響を及ぼす可能性がございます。

当健康管理センターでは、不同意の意思表示がない場合はすべて同意があったとさせていただきます。なお、この包括同意は申し出があればいつでも撤回(不同意)することができます。

なお、書面をもって説明・同意をいただくべき項目については個別に対応いたします。ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

【一般項目】

問診、診察、体温測定、身長測定、体重測定、腹囲測定、視力測定、聴力検査、血圧測定

【検査】

血液検査、尿検査、心電図・呼吸機能検査、超音波検査、X線一般撮影、X線透視撮影（胃部X線、マンモグラフィ、骨塩量測定）、胸部CT、脳ドック、動脈硬化ドック、眼検査、婦人科検査、検体の病理・細胞診検査

上記の医療行為は一定以上の経験を有する者によって行われますが、それでも時に出血・神経障害・消化器症状などの合併症を伴うことがあります。こういった場合、合併症の治療は通常の保険診療として行われます。あらかじめ、ご理解、ご了承いただきますよう、お願ひいたします。

【受診者様の試料の取り扱いについて】

- ・病理検体、写真、標本などは病院に所属するものとして取り扱わせていただきます。顕微鏡標本は永年保管いたします。
- ・血液、尿、喀痰、子宮頸部細胞診（スメア）などの検体は病院に所属するものとして取り扱わせていただきます。検査終了後、追加検査に対応するため、検査当日～1ヶ月保存の後、廃棄させていただきます。

【学生・研修生の参加】

学生や研修生が、指導を受けながら検査の見学や介助に立ち会う場合があります。

【宗教・文化】

当健康管理センターでは受診者様の宗教や文化に対し配慮をしておりますが、診療にあたる医療者の性別などにおいて希望に沿えない場合があります。

令和5年4月1日

JCHO 山梨病院 健康管理センター